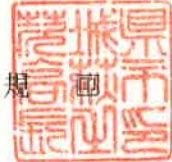




一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可証

令和5年1月31日付けで申請のあった一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業に係る許可申請については、下記により許可する。

高萩市長 大部 勝 規



記

許可年月日	令和5年3月17日	許可期限	令和7年3月16日まで
許可番号	令和5年 第1号		
処理業者名	株式会社 松原組 代表取締役 桑原 由佳		
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 ただし、木くず（梱包木材、木製家具、剪定枝、刈草）に限る。		
収集、運搬又は処分の別	収集、運搬		
営業区域	高萩市内全域		
最終処分の場所	株式会社国昌リサイクルセンター（高萩市島名665番地）		

指示事項

- 1 この許可証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 2 許可期限が切れたとき、又は許可を取り消されたときは、直ちに返還しなければならない。
- 3 施設内への搬入及び作業方法については、係員の指示に従わなければならない。
- 4 一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可申請書に記載した事項（取扱廃棄物の種類並びに収集、運搬及び処分の事業範囲の変更を除く。）を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 5 法令、条例、規則又は上記事項等に違反したときは、許可を取り消すことがある。